

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

2024年度、青森県の最低賃金は55円引き上げられて953円となった。国の中央最低賃金審議会が示す目安額50円の引上げを上回る過去最大の引上げ幅となったものであり、このことは大いに評価されるべきであるが、いまだ青森県の最低賃金額は全国と比較すると低い水準にとどまっている。953円という最低賃金額では、仮に週40時間、年52週働いたとしても年収で約198万円、月収にすると16万5000円程度にしかない。現状の青森県における最低賃金額では、労働者が健康で文化的な生活を営むことは今なお困難と言わざるを得ない。近年の極端な円安や米、食料品の高騰により、消費者物価の大幅な上昇が続いていることからすれば、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、地方の中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇または維持を実現する必要がある、そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

2024年の最低賃金は最も高い東京都で時給1163円であり、青森県とは210円もの開きがあり、地域間格差は今なお解消されていない。最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。ことに青森県においては、急激な人口減に直面し、人口減少克服を喫緊の課題としているのであるから、この見地からも、最低賃金を全国水準にまで大幅に引き上げるべきである。

一方、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策についても更なる拡充が求められる。現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、その支援は未だ十分とは言いがたい。青森県の地域経済を支える中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう、例えば社会保険料の事業主負担を免除・軽減すること等によって、十分な支援策を講じる必要がある。

したがって、青森県弁護士会は、政府に対し、最低賃金の引上げを主導するとともに中小企業へのきめ細やかな支援を行うことを求め、中央最低賃金審議会に対しては、地域別最低賃金額の改定の目安を大幅に引き上げて、地方最低賃金審議会による地域別最低賃金の大幅な引上げを促すことを求め、そして、青森地方最低賃金審議会に対しては、青森県民の生活の向上と人口流出に歯止めをかけるためにも、引き続き、中央最低賃金審議会の示す目安にとどまらない大幅な最低賃金の引上げを行うことを求めるものである。

2025年（令和7年）6月23日

青森県弁護士会

会長 米 山 達 三